

令和2年5月8日

保護者様

台東区教育委員会
台東区立御徒町台東中学校長

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う対応について

本区においては、国の動向や都の方針を踏まえ、区立幼・小・中学校（園）を5月17日（日）まで臨時休業とさせていただいておりますが、東京都教育委員会教育長より臨時休業を延長するよう方針が示されました。国の動向や都の方針を踏まえ、区立幼・小・中学校（園）の臨時休業期間を下記のとおり延長することといたしましたので、御案内いたします。

なお、今後も国及び都の動向等により、下記内容が変更になる場合があります。学校園や区のホームページを御確認くださいよう、お願いいたします。

記

1 臨時休業の延長について

5月31日（日）までとします。

2 連絡日の設定について

生徒の状況を把握するため、週に1回程度の連絡日を各学校で設定します。

連絡日の詳細については、学校のホームページで後日改めてお知らせします。なお、来校は任意です。

＜生徒・保護者が来校した場合＞

○生徒の状況を把握

○学習課題等を配布、回収

・学習プリント ・家庭学習のスケジュール表

・教員やＳＣと電話または面談方式で相談できる日時の予定表 等

＜生徒・保護者が来校しなかった場合＞

○連絡日に電話で児童・生徒の状況を把握

○学習の課題等を郵送等で配布

・学習プリント ・家庭学習のスケジュール表

・教員やＳＣと電話または面談方式で相談できる日時の予定表 等

3 家庭学習について

（１）家庭で学習を進める生徒の学習意欲向上につなげる動画を配信する予定です。詳細につきましては、後日お知らせします。

（２）インターネット接続可能な情報機器を保有していない家庭のうち、希望する家庭にタブレットＰＣとモバイルルーターを、5月下旬から平常授業再開までの間に貸し出します。貸し出し台数は各200台の予定です。詳細につきましては、後日お知らせします。

（３）家庭で学習する生徒へのメッセージや学習課題、家庭学習のスケジュール表や相談体制等を学校のホームページで随時発信します。

4 留意事項

（１）風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合等は、台東保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談し、状況を説明の上、指示を受け

てください。

- (2) 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの検査（PCR検査等）を受けた場合は、速やかに学校園へ御連絡ください
- (3) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、原則、自宅で過ごすようお願いいたします。
- (4) 毎朝、お子様の体温を測る等、お子様の健康管理を徹底し、御家庭でも感染リスクの低い行動をとるよう心掛けてください。
- (5) 外出して何らかのものに触れた場合には、手洗いやアルコール消毒液で手指を消毒するなどの習慣が身に付くよう御指導ください。
- (6) 健康保持等の観点から、ジョギング、散歩、縄跳びなどの日常的な運動、本人及び家庭の判断において行うことは可能です。その際、「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集」「近距離での会話や発声」の状況となっていないか、必ず御確認いただき、必要に応じて時間帯や場所の変更等、工夫をお願いします。

5 その他

- (1) 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。学校では、人権教育を推進しておりますが、御家庭でも御理解いただき、お子様が正しい人権感覚を養えるよう、引き続き御協力をお願いいたします。
- (2) 就学援助の申請書類については、5月22日（金）までに、各学校の連絡日に合わせてご持参いただくか、郵送（各ご家庭にてご負担願います）でご提出いただきますようお願いいたします。ご不明な点は、台東区教育委員会学務課学事係（電話5246-1411）までお問い合わせください。

■ 新型コロナウイルス感染症についての相談窓口

帰国者・接触者相談センター

台東区 03-3847-9402（平日午前9時から午後5時まで）

東京都 03-5320-4592（上記時間以外）

<問合せ>

台東区立御徒町台東中学校 3831-3787

台東区教育委員会 指導課 5246-1453